

# グリーンヒル テニスクラブ 料金表

| 会員      | 期間  | 入会金      | 更新時      | 月会費    |                     |
|---------|-----|----------|----------|--------|---------------------|
| 正会員     | 10年 | ¥162,000 | ¥108,000 | ¥7,020 | 1名記名                |
|         | 3年  | ¥64,800  | ¥54,000  |        |                     |
|         | 1年  | ¥32,400  | —        |        |                     |
| 家族会員    | 3年  | ¥27,000  | ¥21,600  | ¥3,780 | 1名記名                |
|         | 1年  | ¥10,800  | —        |        | 正会員の家族              |
| 平日会員    | 3年  | ¥43,200  | ¥32,400  | ¥4,320 | 1名記名                |
|         | 1年  | ¥21,600  | —        |        | 土・日・祝日以外ご利用できます。    |
| レディース会員 | 1年  | ¥16,200  | —        | ¥4,320 | 1名記名<br>30歳未満の未婚女性。 |
| 学生会員    | 1年  | ¥10,800  | —        | ¥3,780 | 1名記名<br>学生であること。    |

★月会費は、3ヶ月・半年・一年全納でお願い致します。(一年全納の方に割引があります。)

★ナイターご利用の際、300円を頂きます。

| ビジター料金 |   | 平日     | 土・日・祝日 |
|--------|---|--------|--------|
| 昼間     | お一人様 3時間まで  | ¥1,500 | ¥2,500 |
| ナイター   | お一人様 3時間まで  | ¥2,000 | ¥2,500 |
| 備考     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑時は、ご遠慮して頂きます。</li> <li>・ビジターの方は、受付を済ませてからプレーして下さい。</li> </ul> |        |        |

## 利用者の皆様へのお願い

- ◎ご来場のビジターのお客様はフロントに申し出の上、備付用紙に所定事項をご記入下さい。
- ◎貴重品等の紛失には責任を負いませんので充分ご注意ください。
- ◎コート内では、クレー・オムニコート用テニスシューズを履いてプレーして下さい。
- ◎コート内での飲食、喫煙及び酒気をおびての練習は禁止します。
- ◎コートに入場するときは、プレー中の人の妨げにならない様お願いします。
- ◎コート使用は、混雑時はラリー練習20分を限度とし、ゲームは1試合を限度とし、特定の人がコートを占有しないようお互いに譲り合ってプレーして下さい。
- ◎テニスは、いつでもフェアプレー精神で礼儀正しいコートマナーが要望されます。お互い楽しくプレーできる様心がけましょう。

# グリーンヒルテニスクラブ 規約

## 第1条 名称及び所在地

本クラブは、グリーンヒルテニスクラブ(以下クラブ)と称し、藤枝市稲川1丁目11-10に置く。

## 第2条 目的

クラブは、会員の健康及び技術の向上と会員相互の親睦を図り、またテニスを通してマナーとスポーツ精神の充実を試み健全明朗なる社交機関として地域社会に貢献することを目的とする。

## 第3条 会員の種類

クラブの会員は次の5種類とする。

1. 個人正会員・・・ 入会時より10年間、3年間または、1年間を期限とし、期間中はクラブの営業時間中は常時コートを使用することが出来る。
2. 家族会員・・・・・・ 個人正会員の配偶者またはその子女(20才未満)で、入会時より3年間または1年間を期限とし、個人正会員と同様コートを使用することが出来る。
3. 平日会員・・・・・・ 入会時より3年間または1年間を期限とし、期間中は休日、土・日・祝日を除く週日のみコートを使用する事が出来る。
4. レディース会員・・・ 30才までの未婚女性に限り、入会時より1年間を期限とし、個人正会員と同様コートを使用する事が出来る。
5. 学生会員・・・・・・ 学生に限り、入会時より1年間を期限とし、個人正会員と同様コートを使用する事が出来る。

## 第4条 入会手続き

クラブの入会申込希望者は、規約及び諸規定了承の上、所定の申込手続きを行いクラブの承認を得たのち、別に定める入会金、月会費の納入を完了して会員資格を得る。

## 第5条 入会金・会費

入会金及び月会費はクラブの定める金額とし、会費の納入は、入会時と3ヶ月、半年後または、1年後とし、3ヶ月分、半年分または、1年分の前納とする。★即納の入会金及び月会費は一切返還しないものとする。但し月会費については第16条に定める場合はこの限りではない。

## 第6条 会員証

入会者が必要な入会手続きを完了した場合、会員証を発行する。会員は、テニスコート及び施設を利用するときは、クラブ発行の会員証を掲示しなければならない。会員証は記名式とし本人以外は使用することができない。

## 第7条 会員資格譲渡の禁止

クラブの会員資格はこれを他人に譲渡できないものとする。

## 第8条 会員資格の喪失

会員は定められた期間が過ぎた場合その資格を失う。

## 第9条 除名

会員が次の各項目に該当する場合は、その資格を失う。

1. クラブの規約に違反したとき。
2. クラブの名誉と品格を著しく傷つけたとき。
3. スポーツ精神に反する行為があったとき、もしくは他の利用者に迷惑を及ぼしたとき。
4. 会費を2ヶ月以上滞納し、クラブから正式の請求があっても完納を怠っているとき。

## 第10条 事故・傷害

当施設利用中の事故、傷害については、一切の責任は負わない。

★コート及びクラブハウス内での負傷した場合は、応急処置は致しますが、その後の責任は負いませんのでご了承ください。

## 第11条 会員の義務

会員は礼儀、秩序を重んじ、エチケットを守り、コートマナーに徹し、会員相互の親睦に努めなければならない。

## 第12条 会員の施設利用制限

会員は所定の会費を払って、規定時間施設を利用できる。但しクラブ主催または後援による競技会などの開催によりやむを得ないと認めた場合一定の期間及び時間を定め施設の利用を制限することができる。

## 第13条 クラブの休日

クラブの休日は年末年始の一定期間及び定休日とするほか、他のコートの改修、特別行事等により休日にする事が出来る。但し、この場合はクラブ内に掲示し事前に通知する。

## 第14条 規約等の改定

クラブは必要に応じ本規約を改定、または運営上必要な細則を定めることがある。

## 第15条 諸料金の改定

経済情勢の変動及びクラブ運営上必要のある場合には、会費他、諸料金を変更することがある。その場合は、1ヶ月前までにクラブ内に掲示するか、他の方法により通知する。

## 第16条 クラブの閉鎖

天災地変、社会情勢の変化により必要上止むを得ない理由が生じた場合には、クラブを解散または閉鎖する事が出来る。この場合、入会金及び月会費を返還しクラブは解散する。